

次期 神戸市子ども・子育て支援事業計画案（抜粋）

各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

（１）教育・保育の「量の見込み」について

平成 30 年 12 月に実施した「神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」（以下「利用希望把握調査」という。）の結果から「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(平成 31 年4月内閣府)」に基づき算出した数値を、教育・保育の「量の見込み」とします。

（２）保育の必要性の認定基準との関係

保育の必要性の認定における、保育短時間認定の就労時間の下限は「月 64 時間」とします。

この認定基準における保育定員の確保に全力をあげるとともに、確保の状況及び将来的な保育需要の変化に伴う施設・事業の供給超過または供給不足の状況等を勘案し、就労時間の下限について検証・見直しを検討します。

（３）各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について

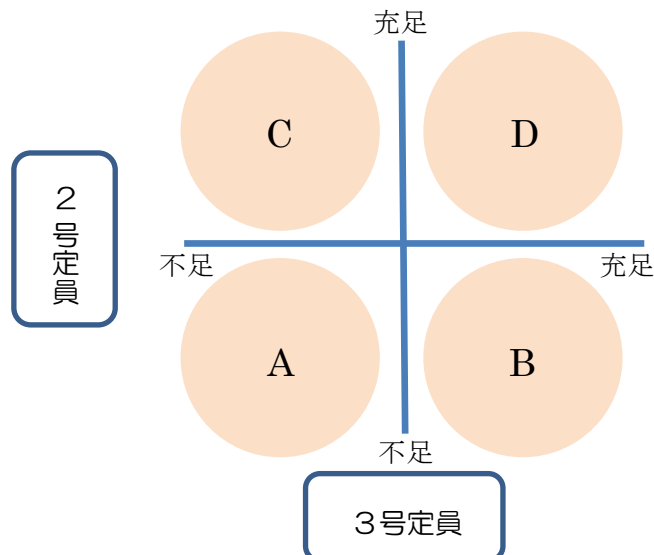
教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡を図ります。

なお、区域内または区域間の保育需給の均衡を図るため、保育需要の地域的な偏在がある場合は、広域利用の手法を活用することも検討します。

2号子ども（保育を必要とする3歳以上児）・3号子ども（保育を必要とする3歳未満児）について

○状況別の確保方策の考え方

量の見込みに対する保育定員のイメージ



A 2号定員・3号定員ともに不足している

幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される2号定員及び3号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、教育・保育施設の新設整備で対応します。

B 2号定員は充足し、3号定員は不足している

幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される3号定員で対応し、それでも不足する場合は、小規模保育事業や事業所内保育事業で対応します。

その上で、さらに小規模な(5人以下の)保育需要しか見込めない地域に対しては、補完的な役割として家庭的保育事業で対応します。

なお、居宅訪問型保育事業については、安全性の確保を図りつつ、障がい・疾病等のため集団保育が著しく困難な乳幼児に対する保育等、限定的なものとして実施することとします。

C 2号定員は不足し、3号定員は充足している

幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される2号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、教育・保育施設の新設整備で対応します。

また、幼稚園における長時間・通年の預かり保育についても利用できるよう促進します。

D 2号定員・3号定員ともに充足している

基本的に新たな施設整備は行いませんが、大規模マンションの建設やエリアの広い区域における局所的な保育需要の高まりに対応する必要がある場合や、経済動向などにより保育需要が大きく変動する場合は、状況を検証しつつ柔軟に対応していきます。

また、将来的にも保育定員が過剰となることが想定される地域については、需給調整の方策も検討していきます。

○保育の広域利用について

保育需要の高い地域で、近隣だけでは保育定員の確保ができない、あるいは、保育需要が高い地域ではないが、近くの施設に入れず他に通える施設がないなど、保育需給の地域的な偏在が生じています。このような偏在を是正するため、以下の保育の広域利用の手法を活用することとします。

- ①朝夕に一時預かりを実施し、日中は離れた施設にバスで児童を送迎する「保育送迎ステーション」の設置を進めます。
- ②保護者がマイカーで子どもを預けた後、駐車したまま最寄りの駅から通勤するための駐車場を利用できる教育・保育施設の設置を進めます。(パークアンドライド型)

1号子ども（保育を必要としない3歳以上児）＋2号子ども（保育を必要とする3歳以上児で幼児教育利用希望強）について

利用定員が「量の見込み」を大きく上回っていることから、新たな施設整備は行わないものとします。

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

（1）認定こども園の普及

認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可することとします。

その際、供給過剰区域においては、保育所から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下、また、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は10人以下とします。ただし、2・3号子どもについては、現に在籍する保育の必要な子どもの数が10人を超える場合は、その数を上限とします。